

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 8 年 6 月 30 日
白 山 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類			実施地域等		実施期間	実施主体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
		○	白山市 全域	無	令和 8 年度	白山市環境保全型農業推進協議会